（参考）

図書館法（抜粋）

（図書館協議会）

第14条　公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

２　図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条　図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

（　以　下　省　略　）

境港市民図書館設置条例（抜粋）

　（図書館協議会）

第４条　図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会の委員の定数は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

３　協議会の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（　以　下　省　略　）

境港市民図書館施行規則（抜粋）

（図書館協議会）

第７条　図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長各１名を置く。

２　会長及び副会長は委員の互選とする。

３　会長は協議会を代表し、会務を掌理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第８条　協議会の会議は、会長が招集し、かつ、これを主宰する。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（　以　下　省　略　）